

島根県 研修医研修支援資金 の手引き

※この手引きは、令和6年度（1次募集）において貸与される資金用です。

※大切な事柄が書かれていますので、必ず最後までご確認ください。

島根県健康福祉部医療政策課医師確保対策室

TEL 0852-22-6684

令和6年8月

目次

- 1 -

■ 制度の目的	3
■ 制度の概要	3
1 貸与の対象		
2 研修医研修支援資金の貸与について		
3 返還免除		
■ 返還の免除	6
1 返還の免除		
2 研修及び従事期間の計算		
3 指定医療機関、特定地域医療機関及び特認指定医療機関 以外の医療機関での研修及び従事		
■ 返還	12
1 返還		
2 返還の特例		
■ 貸与決定から支援資金の交付の手続き	15
1 貸与の決定		
2 研修支援資金の交付申請、交付決定		
3 研修支援資金の2回目以降の交付		
4 その他		
■ 研修修了後から返還免除までの手続き	18
1 返還の免除までの期間に必要な手続き		
2 返還免除申請		
3 その他届出が必要な事項		
■ よくある質問	23

制度の目的

島根県では、中山間地域のみならず市部の中核的な病院においても医師不足が問題となっています。

そこで研修医研修支援資金は、将来県内の医療機関において後期研修を受けようとする臨床研修医又は県内の医療機関で勤務をしようとする後期研修医に対し、研修支援資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

制度の概要

1 貸与の対象

- (1) 将来、島根県内の指定医療機関で産婦人科、小児科専門医取得を目指す臨床研修医（産婦人科、小児科重点プログラムに限る。）
- (2) 島根県内の産婦人科、小児科専門研修プログラムにより研修を行う後期研修医

※今回の募集対象診療科は、産婦人科、小児科です。

※臨床研修とは、医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修をいいます。

※産婦人科、小児科重点プログラムとは、臨床研修医の募集定員が20名以上の基幹型臨床研修病院に設けられたもので、将来産婦人科、小児科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム（募集定員2名以上）をいいます。

※後期研修とは、臨床研修後に受ける医師の専門性に関する研修をいいます。従って後期研修プログラムやコースとして公募されている後期研修によらない専門医取得のための研修も含まれます。また、大学院での研究（注）も含まれます。

※臨床研修医向けの資金は、貸与時点での勤務地は県内外を問いません。

※次の方は応募できません。

- ・これまでに島根県の実施する研修医研修支援資金（本資金）の貸与の決定を受けたことのある方

(注) この制度で認める大学院の在学

区分	貸与期間中 (臨床研修中又は後期研修中)	義務履行期間中 (臨床研修医：後期研修中 後期研修医：県内医療機関で従事中)
臨床研修医	在学可能 ※臨床研修中でも、 大学院への入学が認めら れる場合	大学院に在学している場合でも、 県内の指定医療機関で勤務し、在職証明が発 行できるものであること
後期研修医	在学可能 ※大学院在学のみで専ら 研究を行う場合でも 貸与します。	大学院に在学している場合でも、 県内の特定地域医療機関及び特認指定医療機 関で勤務し、在職証明が発行できる ものであること

※義務履行中の大学院の在学期間中に、診療行為を行わず専ら研究をする期
間があれば、その期間は猶予期間とします。(9ページ「3 指定医療機
関、特定地域医療機関及び特認指定医療機関以外の医療機関での研修及び
従事」と同様の扱いとします。)

指定医療機関	・・・5ページを参照
① 県内の次の者が開設する病院又は診療所 ・ 県、市町村、地方公共団体が組織する組合(地方自治法第284条第1項の組 合)、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連 合会 ② 臨床研修指定病院(医師法第16条の2第1項の規定に基づく知事の指定を 受けた基幹型臨床研修病院) ③ へき地医療拠点病院(へき地保健医療対策実施要綱に基づき知事の指定を 受けた病院) ④ 指定病院(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に より知事の指定を受けた病院) ⑤ 指定発達支援医療機関(児童福祉法第7条第2項に規定する内閣総理大臣 が指定する医療機関) ⑥ 医療型障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する施設)を併設 する施設 ⑦ その他知事が認める病院又は診療所	

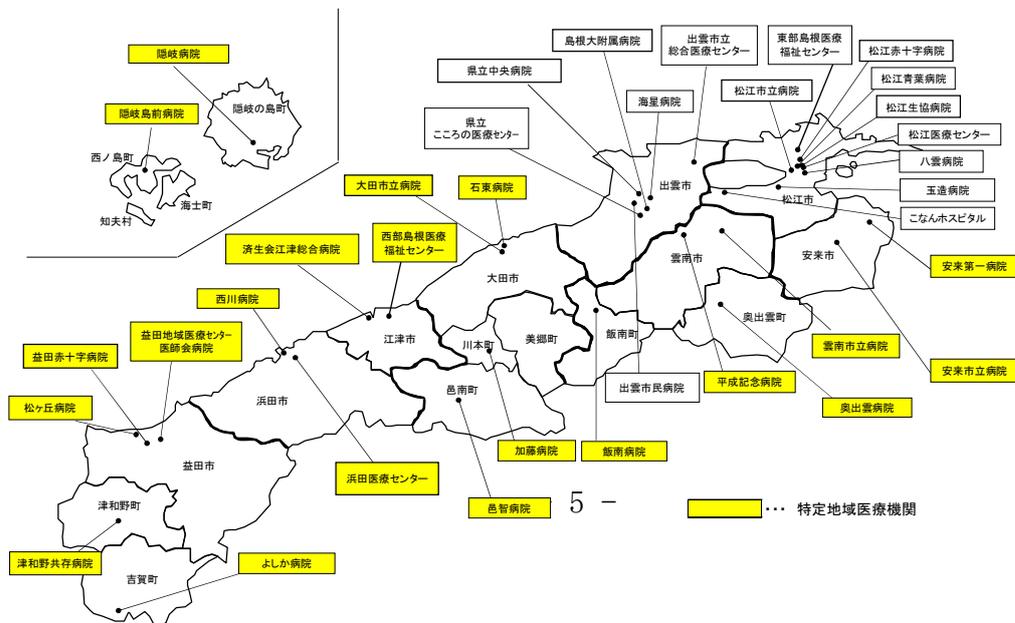
特定地域医療機関	・・・5ページを参照
上記の指定医療機関のうち、松江市(旧島根町、旧美保関町、旧鹿島町 を除く。)、出雲市(旧多伎町、旧佐田町を除く。)に所在しないもの	

特認指定医療機関	・・・5ページを参照
特定地域医療機関以外の指定医療機関で医師の業務に従事することにつ いてやむを得ない事由があると知事が認めた場合の指定医療機関 (過疎地域に所在する特定地域医療機関以外の指定医療機関)	

◎主な指定医療機関、特定地域医療機関及び特認指定医療機関 (R6年4月現在)

圏域	指定医療機関	過疎地域以外に 所在する医療機関 (特認指定医療機関)	過疎地域に所在する 医療機関 (特定地域医療機関)
松江	松江市立病院	○	
	松江生協病院	○	
	松江赤十字病院	○	
	独立行政法人国立病院機構松江医療センター	○	
	医療法人青葉会松江青葉病院	○	
	社会福祉法人島根整肢学園東部島根医療福祉センター	○	
	医療法人仁風会八雲病院	○	
	地域医療機能推進機構玉造病院	○	
	医療法人同仁会こなんホスピタル	○	
	安来市立病院		○
	社会医療法人昌林会安来第一病院		○
	雲南	雲南市立病院	
医療法人陶朋会平成記念病院			○
奥出雲町立奥出雲病院			○
飯南町立飯南病院			○
出雲	出雲市民病院	○	
	島根県立中央病院	○	
	島根大学医学部附属病院	○	
	出雲市立総合医療センター	○	
	島根県立こころの医療センター	○	
	医療法人同仁会海星病院	○	
大田	大田市立病院		○
	石東病院		○
	社会医療法人仁寿会加藤病院		○
	公立邑智病院		○
浜田	国立病院機構浜田医療センター		○
	医療法人社団清和会西川病院		○
	社会福祉法人島根整肢学園西部島根医療福祉センター		○
	島根県済生会江津総合病院		○
益田	益田赤十字病院		○
	益田地域医療センター医師会病院		○
	医療法人正光会松ヶ丘病院		○
	津和野共存病院		○
	よしか病院		○
隠岐	隠岐広域連立隠岐病院		○
	隠岐広域連立隠岐島前病院		○

※上記のほか、公立診療所(保健所含む)も指定医療機関等に入ります。



2 研修医研修支援資金の貸与について

貸与額及び貸与回数

区分	貸与額	貸与回数
臨床研修医	1年度に1回240万円	臨床研修1年目の医師 研修1年目から連続する2年度で2回を上限 臨床研修2年目の医師 研修2年目の年度の1回限り
後期研修医	1年度に1回240万円	・履修中の専門研修プログラム等修了までの連続する3年度で3回を上限 ・臨床研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた者（連続貸与者）は1回まで

返還の免除

1 返還の免除

以下の事項を満たした場合、この研修支援資金の返還を全額免除します。

【臨床研修医向け資金の被貸与者（島根県の医学生向け奨学金（以下「他の貸付金」という。）の貸与無）】

臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、その事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において後期研修を受けることができなかった期間を除く。）指定医療機関で後期研修を受けたとき。

【臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与有）】

臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）指定医療機関において医師の業務に従事したとき。

【後期研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与無）】

後期研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて一定の期間（貸付けを受けた回数が3回の場合は3年間、2回の場合は2年間、1回の場合は1年間とする。）（特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については当該期間を通算した期間に2／3を乗じて得た

期間をもって計算する。)(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間(特定地域医療機関以外従事期間を含む。)を除く。)特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。

【後期研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与有）】

他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間(貸付けを受けた回数が3回の場合は3年間、2回の場合は2年間、1回の場合は1年間とする。)(特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については当該期間を通算した期間に2/3を乗じて得た期間をもって計算する。)(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間(特定地域医療機関以外従事期間を含む。)を除く。)特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。

【連続被貸与者（他の貸付金の貸与無）】

後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の4月から(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく)引き続いて一定の期間(臨床研修医及び後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた回数が、それぞれ2回及び1回の場合にあっては3年間、それぞれ1回の場合にあっては2年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって計算する。)(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間(特定地域医療機関以外従事期間を含む。)を除く。)特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。

【連続被貸与者（他の貸付金の貸与有）】

他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間(臨床研修医及び後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた回数が、それぞれ2回及び1回の場合にあっては3年間、それぞれ1回の場合にあっては2年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって計算する。)(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間(特定地域医療機関以外従事期間を含む。)を除く。)特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。

2 研修及び従事期間の計算

返還の免除に係る研修及び従事期間の算定は、以下のとおりです。

- (1) 臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与無）
指定医療機関において後期研修を開始した日の属する月から、指定医療機関において引き続いて後期研修を受け、後期研修を修了した日の属する月までの月数により算定します。
- (2) 臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与有）
他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から指定医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定します。
- (3) 後期研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与無）
特定地域医療機関において医師の業務に就いた日の属する月から、特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定します。
- (4) 後期研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与有）
他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定します。
- (5) 連続被貸与者（他の貸付金の貸与無）
後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた日の属する年度の翌年度の4月から（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定します。
- (6) 連続被貸与者（他の貸付金の貸与有）
他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定します。

※₁ 特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に2/3を乗じて得た期間（1ヶ月未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。）をもって計算します。

※₂ 同一の月に、特定地域医療機関において医師の業務に就いた期間と、特

認指定医療機関において医師の業務に就いた期間があるときは、その月は特定地域医療機関の従事期間とみなします。

※₃後期研修期間又は従事期間を算定する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除きます。

3 指定医療機関、特定地域医療機関及び特認指定医療機関以外の医療機関での研修及び従事

指定医療機関、特定地域医療機関又は特認指定医療機関の長の指示で、指定医療機関、特定地域医療機関及び特認指定医療機関以外の医療機関での研修若しくは従事した場合の当該期間の算定は、以下のとおりとなります。

【臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与無）】

- ①指定医療機関以外の医療機関における後期研修が、通算して6ヶ月未満の場合、月数算定により実質5ヶ月の期間は、指定医療機関において後期研修を受けたものとみなして計算します。
- ②指定医療機関以外の医療機関における後期研修が、通算して6ヶ月以上となる場合、6ヶ月以上から当該研修期間が終了するまでの期間を、返還の猶予期間として計算します。

【臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与有）】

- ①指定医療機関以外の医療機関において、産婦人科、小児科の医師の業務に従事した期間が、通算して6ヶ月未満の場合、月数算定により実質5ヶ月の期間は、指定医療機関において医師の業務に従事したものとみなして計算します。
- ②指定医療機関以外の医療機関における従事期間が、通算して6ヶ月以上となる場合、6ヶ月以上から従事が修了するまでの期間を、返還の猶予期間として計算します。

【後期研修医向け資金の被貸与者及び連続被貸与者】

特定地域医療機関及び特認指定医療機関以外の医療機関で、従事を開始したときから従事が終了するまでの期間を、返還の猶予期間として計算します。

《指定医療機関以外の医療機関での研修及び従事に係る届出・申請書》

以下のとおり、届出・申請が必要となりますので、指定医療機関以外での研修や従事が決まったら、まずは、速やかに担当者までご連絡をください。該当する手続き様式を送付します。当該医療機関での研修や従事開始の1ヶ月前までに手続きが必要です。

【臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与無）】

- ・ 指定医療機関以外研修届出書（様式第11号）
- ・ 指定医療機関以外研修申請書（様式第12号）
- ・ 指定医療機関以外研修変更届出書（様式第13号）
- ・ 指定医療機関以外研修変更申請書（様式第14号）
- ・ 指定医療機関以外研修終了報告書（様式第15号）

【臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与有）】

- ・ 指定医療機関以外従事届出書（様式第16号）
- ・ 指定医療機関以外従事申請書（様式第17号）
- ・ 指定医療機関以外従事変更届出書（様式第18号）
- ・ 指定医療機関以外従事変更申請書（様式第19号）
- ・ 指定医療機関以外従事終了報告書（様式第20号）

【後期研修医向け資金の被貸与者及び連続被貸与者】

- ・ 特定地域医療機関以外従事申請書（様式第21号）
- ・ 特定地域医療機関以外従事変更申請書（様式第22号）
- ・ 特定地域医療機関以外従事終了報告書（様式第23号）

4 返還免除に係る所得税の課税について

貸付金の返還が免除された場合は、返還免除額と利息相当額（10%）が給与所得や雑所得等に該当するため、課税対象となります。

返還免除された年の所得として、確定申告の時期に申告が必要です。

勤務イメージ図

【臨床研修医向け資金】…後期研修4年のプログラムと仮定

※医学生向け奨学金の貸与を受けていた場合は奨学金の義務履行を行った上で、当該資金の義務履行を行うことになります。

◆貸与終了後、指定医療機関で1年研修し、その後県外で2年研修した後、再び指定医療機関で研修した場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
学年等	臨床研修1年目	臨床研修2年目	後期1年目	県外研修 (後期2年目)	県外研修 (後期3年目)	後期4年目	県内勤務
履行場所	臨床研修指定病院		島根県内の指定医療機関	県外研修 (指定医療機関の長の指示によるもの)		島根県内の指定医療機関	
制度区分	240万円貸与	240万円貸与	義務履行期間 1年	義務履行 特例期間 5ヶ月	猶予期間	義務履行期間 1年7ヶ月	

義務履行期間 通算3年

【後期研修医向け資金】…後期研修4年のプログラムと仮定

◆【連続被貸与者】臨床研修貸与終了後、引き続き後期研修医に対する資金の貸与を受け、特認指定医療機関で勤務した場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
学年等	臨床研修1年目	臨床研修2年目	後期1年目	後期2年目	後期3年目	後期4年目	県内勤務1年目	県内勤務2年目
履行場所	臨床研修指定病院		島根県内で後期研修（過疎地域以外の指定医療機関）				島根県内の過疎地域以外の指定医療機関で勤務	
制度区分	240万円貸与	240万円貸与	240万円貸与	義務履行期間 貸与回数3回に対応する年数「3」×1.5=4.5年				

◆貸与終了後、全ての期間、過疎地域以外の指定医療機関(=特認指定医療機関)で勤務した場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
学年等	後期1年目	後期2年目	後期3年目	後期4年目	県内勤務1年目	県内勤務2年目	県内勤務3年目	県内勤務4年目	県内勤務5年目
履行場所	後期研修医療機関				島根県内の、過疎地域以外の指定医療機関で勤務				
制度区分	240万円貸与	240万円貸与	240万円貸与	猶予期間	義務履行期間 貸与回数3回に対応する年数「3」×1.5=4.5年				

◆貸与終了後、過疎地域の指定医療機関(=特定地域医療機関)で1年勤務、その後、県外での従事1年を経て、過疎地域以外の指定医療機関(=特認指定医療機関)で1.5年勤務した場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
学年等	後期1年目	後期2年目	後期3年目	後期4年目	県内勤務1年目	県外での従事	県内勤務2年目	県内勤務3年目
履行場所	後期研修医療機関				島根県内の、過疎地域の指定医療機関で勤務	県外研修 (特定地域医療機関の長の指示によるもの)	島根県内の、過疎地域以外の指定医療機関で勤務	
制度区分	240万円貸与	240万円貸与	猶予期間		義務履行期間 貸与回数2回のうち年数「1」と同期間の1年	猶予期間	義務履行期間 貸与回数2回のうち残る年数「1」×1.5=1.5年	

義務履行期間 通算2.5年

◆貸与終了後、全ての期間、過疎地域の指定医療機関(=特定地域医療機関)で勤務した場合

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
学年等	後期1年目	後期2年目	後期3年目	後期4年目	県内勤務1年目	県内勤務2年目
履行場所	後期研修医療機関				島根県内の、過疎地域の指定医療機関で勤務	
制度区分	240万円貸与	240万円貸与	猶予期間		義務履行期間 貸与回数2回に対応する年数「2」と同期間の2年	

返 還

1 返還

以下のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた研修支援資金の全額とその額に10%の割合を乗じて得た額の合計額を一括返還しなければなりません。

(1) 臨床研修医向け資金

- ・臨床研修医向け資金の被貸与者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始しなかったとき
- ・臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けていない者）が、指定医療機関において、引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため後期研修を受けることができなかった期間を除く。）後期研修を受けられない見込みとなったとき
- ・臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌日から引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため後期研修を受けることができなかった期間を除く。）指定医療機関において医師の業務に従事することができない見込みとなったとき

(2) 後期研修医向け資金

- ・後期研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けていない者）が、後期研修を修了した日の属する月の翌月末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に就かなかったとき
- ・後期研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けた者）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月の末日までに特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に就かなかったとき
- ・後期研修医向け資金の被貸与者が、特定地域医療機関において引き続いて一定の期間（貸与を受けた回数が3回の場合は3年間、2回の場合は2年間、1回の場合は1年間とする。）（特認指定医療機関において医師の業務に就いた期間については、当該期間を通算した期間に2／3を乗じて得た期間（1ヶ月未満の端数は切り上げ）をもって計算する。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に従事できなかった期間を除く。）医師の業務に従事できない見込みとなったとき

(3) 連続貸与者

- ・連続被貸与者（他の貸付金の貸付けを受けていない者）が後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた日の属する年度の翌年度の4月の末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事

由がやんだ後遅滞なく) 特定地域医療機関 (特認指定医療機関を含む。) において医師の業務に従事しなかったとき

- ・連続被貸与者 (他の貸付金の貸付けを受けた者) が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月の末日までに特定地域医療機関 (特認指定医療機関を含む。) において医師の業務に従事しなかったとき
- ・連続被貸与者が、特定地域医療機関において引き続いて一定の期間 (臨床研修医及び後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた回数が、それぞれ2回及び1回の場合にあっては3年間、それぞれ1回の場合にあっては2年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間 (1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)) をもって計算するものとする。) (疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間 (特定地域医療機関以外従事期間を含む。)) を除く。) 医師の業務に従事できない見込みとなったとき

(4) (1) ~ (3) 共通

- ・臨床研修医向け資金の被貸与者が臨床研修を取りやめたとき、又は後期研修医向け資金の被貸与者若しくは連続被貸与者が後期研修を取りやめたとき
- ・心身の故障のため、臨床研修医向け資金の被貸与者が臨床研修を修了する見込みがなくなったとき、又は後期研修医向け資金の被貸与者若しくは連続被貸与者が後期研修を修了する見込みがなくなったとき
- ・臨床研修医向け資金の被貸与者の臨床研修における成績が著しく不良となったと認められるとき、又は後期研修医向け資金の被貸与者若しくは連続被貸与者の後期研修における成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・臨床研修医向け資金の被貸与者が、指定医療機関において後期研修を受ける意志がなくなったことにより貸与を受けることを辞退したとき、又は後期研修医向け資金の被貸与者若しくは連続被貸与者が、特定地域医療機関 (特認指定医療機関を含む。) において医師の業務に従事する意志がなくなったことにより貸与を受けることを辞退したとき
- ・貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中 (後期研修期間を含む。) に、死亡 (業務上の事由によるものを除く。) 又は心身の故障 (業務上の事由に起因するものを除く。) により医師の業務 (後期研修を含む。) に従事することができなくなったとき
- ・その他、知事が必要と認めたとき

2 返還の特例

上記1にかかわらず、知事が特に必要と認めたときなどは、返還の時期及び方法について、特例を受けることができます。

特例を受ける場合、返還は1回払い (支払期限は、返還事由が生じた日から起算して3ヶ月以内。)、年賦、半年賦もしくは月賦の均等返還によるものとしますが、均等返還の期間は、臨床研修医向け資金の貸与を受けた場合は3年、後期研修医向け資金の貸与を受けた場合は5年を超えることができません。

また、正当な理由がなく返還期限を過ぎた場合には、別途延滞金（年利15%）が必要となります。

返還となる事由に該当する可能性がある場合には、できるだけ早く担当者にご相談ください！！

貸与決定から支援資金の交付の手続き

1 貸与の決定

(1) 臨床研修医向け資金及び後期研修医向け資金

「研修医研修支援資金」の申請の受付後、日程調整をして面接を随時行い（面接日時・場所については、個別に連絡をします。）、申請者の全ての方の面接が終了した後に、面接及び小論文その他の書類等で評定を行い、適格性が高いと判断された方から貸与を決定します。

- ・申請者全ての方に対して、結果を通知します。
- ・個人の評定結果は、「個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年島根県条例第41号）」の規定に基づき、一定期間、口頭でお知らせできます。詳細については、結果の通知の際にお知らせします。

(2) 連続貸与者

臨床研修医向け資金の被貸与者の方で、引き続き後期研修医向け資金の貸与を受けられる方は、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

① 研修医研修支援資金貸与申請書（様式第1号）

② 研修病院長の発行する在職証明書

※4月1日以後の日付でお願いします。

※後期研修の内容が記載されたものを提出してください。

※専ら大学院での研究のみを行う方は、在学証明書を提出してください。

③ 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書

※連続貸与にあたって、改めて小論文や面接で審査を行うことはありません。

2 研修支援資金の交付申請、交付決定

貸与決定となった方には、決定通知書のほか、研修支援資金の交付に必要な次に掲げる書類を送付しますので、必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

【提出書類】

① 研修医研修支援資金交付申請書（様式第4号）

② 被貸与者本人の口座振替申出書

注1) インターネットバンクは、県の会計の都合上利用できません。

注2) 通帳のカナ口座名義のページのコピーを添付してください。

記載事項に誤りがあると入金できなくなります。

確認のために必要ですので提出をお願いします。

③ しまね地域医療支援センター登録申込書（連続貸与者は不要）

※しまね地域医療支援センターは若手医師のキャリア形成等を支援する組織で、研修支援資金の貸与を受けられた方は、同センターへ登録いただきます。

※上記の書類が提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出のあった口座への入金手続きをします。（入金日は、交付決定の際にお知らせします。）

※入金を確認後、借用証書（様式第5号）を提出していただきます。（収入印紙の貼付とともに本人及び連帯保証人の署名・実印による捺印が必要です。）

3 研修支援資金の2回目以降の交付

（臨床研修2年目で貸与を受けた方や、1回限りの貸与希望の方は該当しません。）

2回目以降の交付を受ける前年度の3月中に、交付申請についてのお知らせを行い、次に掲げる書類をお送りしますので、必要事項を記載のうえ提出をお願いします。

※2回目以降の交付にあたって、改めて小論文や面接で審査を行うことはありません。

【提出書類】

① **研修医研修支援資金交付申請書**（様式第4号）

② **研修病院長の発行する在職証明書**

※4月1日以後の日付でお願いします。

※後期研修医で資金貸与を受けた方は、後期研修の内容が記載されたものを提出してください。

※専ら大学院での研究のみを行う方は、在学証明書を提出してください。

③ **その他**

※住所変更など連絡先変更の届け（該当者のみ、様式任意）

※上記の書類が提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出のあった口座への入金手続きをします。（入金日は、交付決定の際にお知らせします。）

※入金を確認後、借用証書（様式第5号）を提出していただきます。（収入印紙の貼付とともに本人及び連帯保証人の署名・実印による捺印が必要です。）

4 その他

- (1) 後期研修医向け資金を受けた方（他の貸付金の貸与無）で、資金の交付が終了した後も引き続いて後期研修等を受けている場合には、後期研修修了まで、次に掲げる書類を、毎年度4月30日までに提出していただきます。提出書類様式は、前年度の3月中に送付します。

【提出書類】

①現況確認書

②研修病院長の発行する在職証明書

※4月1日以後の日付でお願いします。

※後期研修医で資金貸与を受けた方は、後期研修の内容が記載されたものを提出してください。

※専ら大学院での研究のみを行う方は、在学証明書を提出してください。

- (2) 後期研修医向け資金を受けた方（他の貸付金の貸与有）及び連続貸与者（他の貸付金の貸与有）は、資金の交付終了後、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合するまで、次に掲げる書類を、毎年度4月30日までに提出していただきます。提出書類様式は、前年度の3月中に送付します。

【提出書類】

①現況確認書

②研修病院長の発行する在職証明書

※4月1日以後の日付でお願いします。

研修修了後から返還免除までの手続き

1 返還の免除までの期間に必要な手続

提出いただく様式については、前年度の3月中に送付します。

(1) 臨床研修医向け資金及び後期研修医向け資金（他の貸付金の貸与無）

(1) 臨床研修又は後期研修を修了したとき

研修を修了されたときは、①～④を4月30日までに提出してください。

- ① **研修医研修支援資金返還猶予申請書**（様式第9号）
- ② **臨床研修修了証書の写し**（臨床研修医向け資金の被貸与者）
- ③ **後期研修を履修した研修機関及びプログラムの名称並びに研修期間を記載した証明書**（後期研修医向け資金の被貸与者）
- ④ **在職証明書**

※様式は特に定めておりません。勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

※臨床研修医向け資金の貸与を受けた方は、臨床研修後の後期研修の内容が記載されたものを提出してください。

(2) 臨床研修又は後期研修修了後2年目から返還免除までの期間

返還免除されるまでの期間、毎年度4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。

また、勤務場所や住所が変更になった場合には、その都度、②及び③の書類を提出していただきますようお願いいたします。

- ① **研修医研修支援資金返還猶予申請書**（様式第9号）
- ② **在職証明書**

※臨床研修医向け資金の貸与を受けた方は、臨床研修後の後期研修の内容が記載されたものを提出してください。

- ③ **連絡先の変更等の届け**（様式は任意です）

※県からの返還猶予決定

(1)又は(2)の文書の提出をいただいた後、返還猶予決定通知をお送りします。

(2) 後期研修医向け資金（他の貸付金の貸与有）

(1) 後期研修を修了したとき

研修を修了されたときは、①～②を4月30日までに提出してください。

- ① **後期研修を履修した研修機関及びプログラムの名称並びに研修期間を記載した証明書**（後期研修医向け資金の被貸与者）
- ② **在職証明書**

※様式は特に定めておりません。勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

(2) 他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合したとき

①～②を提出してください。

① **研修医研修支援資金返還猶予申請書** (様式第9号)

② **在職証明書**

※様式は特に定めておりません。勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

(3) (2)のあと返還免除までの期間

返還免除されるまでの期間、毎年度4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。

また、勤務場所や住所が変更になった場合には、その都度、②及び③の書類を提出していただきますようお願いいたします。

① **研修医研修支援資金返還猶予申請書** (様式第9号)

② **在職証明書**

③ **連絡先の変更等の届け** (様式は任意です)

※県からの返還猶予決定

(2)又は(3)の文書の提出をいただいた後、返還猶予決定通知をお送りします。

(3) 連続貸与者 (他の貸付金の貸与無)

(1) 臨床研修及び後期研修を修了したとき

研修を修了されたときは、①～③を4月30日までに提出してください。

① **臨床研修修了証書の写し** (臨床研修医向け資金の被貸与者)

② **後期研修を履修した研修機関及びプログラムの名称並びに研修期間を記載した証明書** (後期研修医向け資金の被貸与者)

③ **在職証明書**

※様式は特に定めておりません。勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

※臨床研修医向け資金の貸与を受けた方は、臨床研修後の後期研修の内容が記載されたものを提出してください。

(2) 後期研修医向け資金の貸付けを受けた翌年度

①～②を4月30日までに提出してください。

① **研修医研修支援資金返還猶予申請書** (様式第9号)

② **在職証明書**

※様式は特に定めておりません。勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

(3) (2)のあと返還免除までの期間

返還免除されるまでの期間、毎年度4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。

また、勤務場所や住所が変更になった場合には、その都度、②及び③の書類を提出していただきますようお願いいたします。

① **研修医研修支援資金返還猶予申請書** (様式第9号)

② **在職証明書**

③ **連絡先の変更等の届け** (様式は任意です)

※県からの返還猶予決定

(2)又は(3)の文書の提出をいただいた後、返還猶予決定通知をお送りします。

(4) 連続貸与者 (他の貸付金の貸与有)

(1) 臨床研修及び後期研修を修了したとき

研修を修了されたときは、①～③を4月30日までに提出してください。

① **臨床研修修了証書の写し** (臨床研修医向け資金の被貸与者)

② **後期研修を履修した研修機関及びプログラムの名称並びに研修期間を記載した証明書** (後期研修医向け資金の被貸与者)

③ **在職証明書**

※様式は特に定めておりません。勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

※臨床研修医向け資金の貸与を受けた方は、臨床研修後の後期研修の内容が記載されたものを提出してください。

(2) 他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合したとき

①～②を提出してください。

① **研修医研修支援資金返還猶予申請書** (様式第9号)

② **在職証明書**

※様式は特に定めておりません。勤務先の様式で良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

(3) (2)のあと返還免除までの期間

返還免除されるまでの期間、毎年度4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。

また、勤務場所や住所が変更になった場合には、その都度、②及び③の書類を提出していただきますようお願いいたします。

① **研修医研修支援資金返還猶予申請書** (様式第9号)

② **在職証明書**

③ **連絡先の変更等の届け** (様式は任意です)

※県からの返還猶予決定

(2)又は(3)の文書の提出をいただいた後、返還猶予決定通知をお送りします。

2 返還免除申請

返還免除に必要な期間の研修又は勤務が終了した場合には、次の書類により返還免除の申請をしていただきます。

提出していただく様式は、事前に送付します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 研修医研修支援資金返還免除申請書（様式第10号）② 後期研修を履修した指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修期間を記載した証明書
※臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与無）③ 在職した指定医療機関の名称及び従事期間を記載した在職証明書
※臨床研修医向け資金の被貸与者（他の貸付金の貸与有）④ 在職した特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）の名称及び従事期間を記載した在職証明書
※後期研修医向け資金の被貸与者及び連続被貸与者 |
|---|

※県からの返還免除決定

返還の免除の申請をいただいた後、返還を免除したことを証する書類をお送りします。

3 その他届出が必要な事項 《重要》

貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中に、次に掲げる事項に該当した場合には、文書による届出をしていただく必要がありますが、まずは電話、メール等により担当者まで連絡をしてください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 氏名又は住所を変更したとき② 退職し、休職し、停職の処分を受け、又は復職したとき③ 心身の故障のため臨床研修又は後期研修の課程を修了する見込みがなくなったとき④ 臨床研修医向け資金の被貸与者が臨床研修の課程を修了したとき、又は後期研修を開始し、修了し、若しくは中止したとき⑤ 後期研修医向け資金の被貸与者が後期研修の課程を修了したとき、又は特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に就き、若しくは特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。）において医師の業務に従事しなくなったとき⑥ 連続被貸与者が特定地域医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき⑦ 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき⑧ 連帯保証人を変更したとき
(連帯保証人が死亡した場合も変更の届け出をしてください)⑨ 研修支援資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき⑩ 研修支援資金以外の貸付金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき |
|---|

関係書類の提出先、問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室
TEL：0852-22-6684
FAX：0852-22-6040
E-mail:iryuu-ishi@pref.shimane.lg.jp

■よくある質問

Q 1 貸与の申請をすれば、必ず貸与を受けることができますか。
A 1 審査を行いますので、応募状況等により、申請されても貸与が受けられない場合があります。
Q 2 他の奨学金等との併願をすることができますか。
A 2 <ul style="list-style-type: none">・これまでに島根県の実施する医学生向け奨学金の貸与を受けたことのある方も貸与を受けることができます。・これまでに研修支援資金の貸与の決定を受けたことがある方は、この研修支援資金の貸与を受けることはできません。・この研修支援資金の臨床研修医向け資金の貸与を受けた方は、引き続いて後期研修医向け資金の貸与を1回まで受けることができます。
Q 3 連帯保証人について要件がありますか。
A 3 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者が1名必要です。 申請者の父母を充てることも可能です。 申請者の配偶者は除きます。
Q 4 返還免除条件である後期研修を受ける指定医療機関や特定地域医療機関は、どのようにして決まりますか。
A 4 本人の希望と指定医療機関等との調整により決まります。 県は、情報提供をすることはあっても強制することはありません。
Q 5 資金貸与を受けましたが、返還免除条件である後期研修中や指定医療機関での勤務中に県外での研修又は勤務は認められますか。
A 5 指定医療機関の長の指示による研修及び特定地域医療機関又は特認指定医療機関の長の指示による勤務は、返還の猶予期間として認められます。
Q 6 育児短時間勤務や育児部分休業の期間は、返還免除となる勤務期間に含まれますか。
A 6 各医療機関の育児短時間勤務、育児部分休業に係る規定を確認した上で、個別判断を行います。原則として島根県における育児短時間勤務、育児部分休業の規定と比べて、同程度の勤務時間数であれば、返還免除となる勤務期間に含まれます。